

議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和4年10月12日
開 会 時 刻	午前8時59分
閉 会 時 刻	午前9時16分
出 席 委 員 名	◎西山則夫 ○鈴木豊司 久保 真 上村和生
	楠木宏彦 野口佳子 辻 孝記 藤原清史
	浜口和久
	世古 明（議長） 北村 勝（委員外議員）
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	久保 真 上村和生
担 当 書 記	奥野進司
審 査 案 件	1 本日の議事日程について
	2 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について
説 明 員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

会議の概要

西山委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に久保委員、上村委員の両委員を指名決定した。

始めに「本日の議事日程について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり追加議案が送付されたこと等による変更後の議事日程のについての説明があり、発言もなく、事務局説明のとおり決定した。

次に、「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり、委員会条例、会議規則、運営要綱について提案する説明があり、今回の提案内容を会派に持ち帰り、次回協議することを確認し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和4年10月12日

委員長

委員

委員

議会運営委員会 局長説明文（令和4年10月12日）

【本日の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして御説明いたします。

本日の議事日程につきましては、先の議会運営委員会で御決定いただいておりますが、当局から、「議案第94号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）」の追加送付がありましたこと、請願が本会議で採択された場合には、請願に係る意見書の提出を日程に追加する必要がありますこと、宮崎議員ほか4名の議員から「地方財政の充実・強化を求める意見書」が提出されたこと、各常任委員会から「閉会中の継続審査・調査の申出」がなされたことから、日程に一部変更が生じますため、改めて御説明を申し上げますので、「日程・案」を御覧ください。

このあと午前10時に本会議の継続会議を開き、「議案第79号外3件一括」を上程し、決算特別委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、「議案第83号外1件一括」を上程し、関係常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第85号外2件一括」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第88号外1件一括」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第93号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、追加送付されました「議案第94号」の補正予算議案を上程し、当局説明、質疑等の後、関係常任委員会に審査付託をいただきます。

ここで本会議を休憩し、産業建設委員会、教育民生委員会、総務政策委員会をただいま申し上げた順にお開きいただき、付託案件の審査をお願いいたします。

総務政策委員会閉会の後、本会議を再開していただくこととなりますが、本会議の再開時間につきましては、議会運営委員会を開くことなく、正副委員長に御相談申し上げて決定したいと思っておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

なお、討論をされる方は、本会議が再開されるまでに、討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

本会議再開後、休憩前の本会議におきまして関係常任委員会に審査付託となっております「議案第94号」を日程に追加し、日程順序を変更して直ちに議題とし、関係常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「報告第7号」及び「第8号」の2件を順次上程し、それぞれ当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して即決いただきます。

次に、「令和4年請願第3号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。意見書の提出を求める請願でありますので、本会議で採択をされましたら、「意見書の提出について」を、「発議第7号」として、日程に追加し、御審議をお願いいたします。

意見書につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり、教育民生委員会・委員長名で作成していただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、「発議第5号」を上程し、提案者説明、質疑等の後、委員会付託を省略して御決定いただきます。

次に、各常任委員会から閉会中の継続審査・調査の申出がなされておりますので、「発議第6号 常任委員会の閉会中の継続審査・調査について」を上程し、御決定いただきます。

以上で本定例会提出の全議案を議了し閉会となりますが、その前に、市長から発言の申出がありますので許可いたし、発言が終わりましたら閉会といたします。

また、議会閉会後に「広報広聴検討分科会」をお願いすることといたしております。

本日の日程は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

【オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について】

それでは、「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について」御説明いたします。

本件につきましては、9月5日の議会運営委員会においてオンラインによる委員会を開催できるよう、委員会条例、会議規則等の改正を検討していくことを確認していただきました。

今回、その伊勢市議会委員会条例、伊勢市議会会議規則、伊勢市議会オンライン委員会運営要綱を提案するものであります。

資料1-1の3ページ、伊勢市議会委員会条例の新旧対照表を御覧ください。

第14条の2に「委員会の開会方法の特例」として、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができる方法（オンラインによる方法）で委員会を開くこととができることを定めております。

オンラインによる方法で委員会を開くことができる場合を、第1号、第2号に定めておりました。1、新型コロナウイルス感染症その他生命及び健康に重大な影響を及ぼす恐れのある感染症のまん延防止の観点から、委員会の招集場所への参集が困難な場合、2、大規模災害等の発生により委員会の招集場所への参集が困難な場合としております。

第2項では、オンラインによる方法で参加を希望する議員は、あらかじめ委員長に届け出ることでありまして、後でまた説明はしますが、要綱で委員会開催日の2日前の正午までに申し出ることとしております。

第3項では、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして委員会条例の適用を受けることや、第4項ではオンラインによる方法での開催にあたり必要な事項は議長が別に定めることとしております。これについては、「伊勢市

議会オンライン委員会運営要綱」で定めることとしております。

また、第 17 条は除斥になっているときのこと定めております。

委員会条例については、以上です。

次に、資料 1 - 2 の伊勢市議会会議規則の新旧対照表を御覧ください。

4 ページをお願いします。

第 92 条の 2、「出席委員に関する措置」として、委員会へオンラインによる方法で出席している委員も出席委員に含まれることを追加しております。

次に、第 127 条、「不在議員」ですが、表決の際、現在は会議室にいない委員は表決に加わることができない旨を定めているのですが、オンラインによる方法で出席している委員は会議室にはおりませんが、当然、表決には加わる必要がありますので、但し書きで「オンラインによる方法で出席している委員は、この限りではない」ということで定めております。

次に、第 129 条「起立又は挙手による表決」ですが、今までですと委員会は起立採決としていたのですが、オンラインによる会議ですと、起立採決では確認がとりにくいことが考えられますので、採決の方法に挙手採決を追加しております。

次に、第 139 条の「紹介議員の委員会出席」ですが、紹介議員についても、オンラインによる方法で出席できるよう第 3 項にその旨規定をしております。

次に、第 163 条の 2「協議等の場の開催方法の特例」ですが、委員会だけでなく、協議会、この場合、全員協議会も含みますが、協議会もオンラインで開くことができるよう規定しています。

会期規則については以上です。

次に、資料 1 - 3、「伊勢市議会オンライン委員会運営要綱」を御覧ください。

これは、伊勢市議会委員会条例の第 14 条の 2、第 4 項で、「オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要事項は議長が別に定める」としておまして、開催するにあたっての必要事項を定めるものでございます。

まず、第 3 条の「オンライン委員会への参加等」です。

感染症のまん延防止の観点、大規模災害の発生等により招集場所への参集が困難な場合はオンラインでの参加を希望する委員から、3 ページ、様式第 1 号の「委員会へのオンライン参加申出書」で委員会開催 2 日前の正午までに届出いただくこととしております。

2 日前としましたのは、事務局においてオンラインでの委員会開催の準備を考慮しまして設定いたしました。

また、オンラインでの参加を許可する場合、4 ページ、様式第 2 号の「委員会へのオンライン参加許可書」で行うこととしております。

次に、第 4 条の「委員長の参集」です。

委員会はオンラインで開くとしても、委員長につきましては、委員会の運営について事務局と連携を図る必要がありますので、原則、委員会室での参加としております。

次に、第 5 条以降は、オンラインでの委員会を開く際の運営の方法等について定めております。

第 5 条には「本人の確認」として、会議の開催直前に、委員長がオンラインでの出席を許可された委員であるかどうか確認することを、第 6 条には「開催宣言等」として、委員

長は会議の冒頭に、オンラインで出席している委員の氏名を述べ、委員会が定足数を満たしている旨を宣告することを定めております。オンラインで出席している委員名を述べることにより、会議に参加している方、傍聴されている方に状況がわかるようにしております。

また、第2項では、会議途中で通信状況が悪くなり、映像、音声いずれかが確認できなくなった場合は、途中退席したとみなす旨を規定しています。委員会条例第14条の2で、オンラインによる方法は、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法」としておりますので、音声は確認できても映像が確認できない場合、あるいはその逆の場合でも、音声、映像どちらかが確認できなくなった段階で退席したとみなすこととしております。

第7条は「委員長の責務」として、通信が悪くなった時の対処方法を、第8条では、「オンライン委員の責務」として、会議の30分前には事務局と通信状況を確認することなど、オンライン委員は通信を良好に保つように努めることを定めております。

第9条は「表決の方法等」として、表決方法について定めております。

オンラインによる委員会では、通常の起立採決であると、起立することにより映像から外れてしまったりすることもあるかと考えられますので、態度を確認しやすいように、挙手による採決の場合のことを規定しています。

第10条では、「会議録」について、第11条では、「その他」として、オンライン委員会の運営に疑義が生じた際の対応について定めております。

説明は以上でございます。御協議いただきますようよろしくお願いいたします。